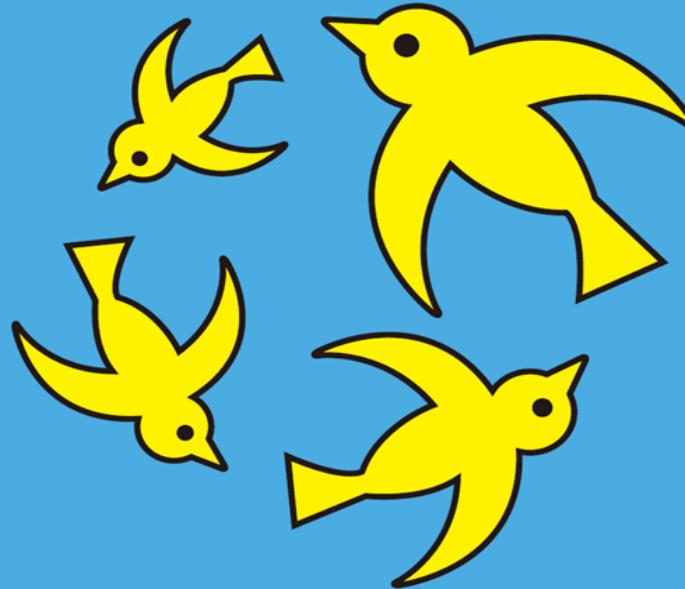


新しい学習指導要領

生きる力

学びの、その先へ



新教育課程の目指す資質・能力と「深い学び」
～中央教育審議会答申、学習指導要領、学習指導要領解説を手がかりに～

教育シンポジウム in 東京 2022



文部科学省

文部科学省初等中等教育局教育課程課
教育課程企画室長 石田有記

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能
の習得

未知の状況にも対応できる
思考力、判断力、表現力等
の育成



【小学校学習指導要領解説 総則編 第3章 第3節の1】

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の具体的な内容については、中央教育審議会答申において、以下の三つの視点に立った授業改善を行うことが示されている。教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童の状況等に応じて、これらの視点の具体的な内容を手掛かりに、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようになることが求められている。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。
- ② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考え方を形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。



【小学校学習指導要領(平成29年3月 告示) 前文 ※番号、下線は筆者】

学習指導要領が果たす役割の一つは、**公の性質を有する学校**における教育水準を全国的に確保することである。

また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、

①長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、

②児童や地域の現状や課題を捉え、

③家庭や地域社会と協力して、

学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

論点1 さまざまな「学び」の関係

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実（イメージ）

教育課程部会における審議のまとめ
(令和3年1月25日) (参考資料)

主体的な学び

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる



対話的な学び

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考え方を広げ深める



深い学び

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働きながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考え方を形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考え方を基に創造したりすることに向かう



主体的・対話的で深い学び

学習指導要領 総則 第3 教育課程の実施と学習評価

授業改善

学習指導要領 総則 第4 児童(生徒)の発達の支援

一體的に充実

授業外の学習の改善

資質・能力の育成

異なる考え方方が組み合わさりよりよい学びを生み出す

クラスメイト



異学年・他校の子供



地域の人



専門家



等

これからの学校には……一人の児童(生徒)が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的变化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようになることが求められる。

協働的な学び

個別最適な学び（教師視点では「個に応じた指導」）

修得主義 ・個々人の学習状況に応じて学習内容を提供 ・一定の期間における個々人の学習の状況・成果を重視
の考え方を生かす

・集団に対して共通に教育を行う ・一定の期間の中で個々人の多様な成長を含む

履修主義
の考え方を生かす

平成29,30年改訂
学習指導要領 前文

個に応じた指導の充実



(4) 児童が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3の1の（3）に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

【小学校学習指導要領解説 総則編P103】

児童はそれぞれ能力・適性、興味・関心、性格等が異なっており、また、知識、思考、価値、心情、技能、行動等も異なっている。児童が学習内容を自分のものとして働くことができるよう身に付けるためには、教師はこのような個々の児童の特性等を十分理解し、それに応じた指導を行う事が必要であり、指導方法の工夫改善を図ることが求められる。

それによって、児童一人一人の資質・能力を偏りなく育成し、その後の学習や生活に生かすことができるようになることが大切である。また、児童が主体的に学習を進められるようになるためには、学習内容のみならず、学習方法への注意を促し、それぞれの児童が自分にふさわしい学習方法を模索するような態度を育てることも必要となる。そのための児童からの相談にも個別に応じることが望まれる。

コンピュータ等の情報手段は適切に活用することにより個に応じた指導の充実にも有効であることから、今回の改訂において…情報手段や教材・教具の活用を図ることとしている。

論点2 「深い学び」の捉え方

小中学校学習指導要領（H29.3.31公示）における「主体的・対話的で深い学び」に関する記述

新学習指導要領では、総則において「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」について規定するとともに、各教科等の「指導計画の作成上の配慮事項」として、このような授業改善を図る観点からこれまでも規定していた指導上の工夫について整理して規定。

義務教育においては、新しい教育方法を導入しなければと浮足立つ必要はなく、これまでの蓄積を生かして子供たちに知識を正確に理解させ、さらにその理解の質を高めるための地道な授業改善が重要。

総則

小学校学習指導要領

第1章 総則

第3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 第1の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとめを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方(以下「見方・考え方」という。)が鍛えられていくことに留意し、児童が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

資質・能力の3つの柱の相互関係



【小学校学習指導要領解説 総則編 第3章 第1節の3】

資質・能力の育成は、児童が「何を理解しているか、何ができるか」に関わる知識及び技能の質や量に支えられており、**知識や技能なしに、思考や判断、表現等を深めることや、社会や世界と自己との多様な関わり方を見いだしていくことは難しい。**

一方で、社会や世界との関わりの中で学ぶことへの興味を高めたり、思考や判断、表現等を伴う学習活動を行ったりすることなしに、児童が新たな知識や技能を得ようとしたり、知識や技能を確かなものとして習得したりしていくことも難しい。こうした**「知識及び技能」と他の二つの柱との相互の関係**を見通しながら、発達の段階に応じて、児童が基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得できるようにしていくことが重要である。

児童が「理解していることやできることをどう使うか」に関わる「思考力、判断力、表現力等」は、社会や生活の中で直面するような未知の状況の中でも、その状況と自分との関わりを見つめて具体的に何をなすべきかを整理したり、その過程で既得の知識や技能をどのように活用し、必要となる新しい知識や技能をどのように得ればよいのかを考えたりするなどの力であり、変化が激しく予測困難な時代に向けてますますその重要性は高まっている。また、①において述べたように、「思考力、判断力、表現力等」を發揮することを通して、**深い理解を伴う知識が習得され、それにより更に「思考力、判断力、表現力等」も高まるという相互の関係**にあるものである。

児童が「どのように社会や世界と関わり、よりよい人生を送るか」に関わる「**学びに向かう力、人間性等**」は、**他の二つの柱をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素**である。児童の情意や態度等に關わるものであることから、他の二つの柱以上に、児童や学校、地域の実態を踏まえて指導のねらいを設定していくことが重要となる。



【小学校学習指導要領解説 総則編 第3章 第3節の1】

主体的・対話的で深い学びの実現を目指して授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。
各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」は、

- ① 新しい**知識及び技能**を既にもっている知識及び技能と結び付けながら社会の中で生きて働くものとして習得したり、
- ② 思考力、判断力、表現力等を豊かなものとしたり、
- ③ 社会や世界にどのように関わるか(※筆者注:学びに向かう力・人間性等)の視座を形成したりするために重要なものであり、

習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

論点3 「習得」「活用」「探究」の関係



【小学校学習指導要領解説(平成20年9月) 総則編 第3章 第1節の1(3)】

各教科では、基礎的・基本的な知識・技能を**習得**しつつ、観察・実験をし、その結果をもとにレポートを作成する、文章や資料を読んだ上で、知識や経験に照らして自分の考えをまとめて論述するといったそれぞれの教科の知識・技能の**活用**を図る学習活動を行い、それを総合的な学習の時間を中心に行われている教科等を横断した課題解決的な学習や**探究**活動へと発展させることが重要である。

これらの学習活動は相互に関連し合っており、截然と分類できるものではなく、知識・技能の活用を図る学習活動や総合的な学習の時間を中心とした探究活動を通して、思考力・判断力・表現力等がはぐくまれるとともに、知識・技能の活用を図る学習活動や探究活動が知識・技能の習得を促進するなど、**実際の学習の過程としては、決して一つの方向で進むだけではない**ことに留意する必要がある。



【小学校学習指導要領解説 総則編 第3章 第3節の1】

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の具体的な内容については、中央教育審議会答申において、以下の三つの視点に立った授業改善を行うことが示されている。教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童の状況等に応じて、これらの視点の具体的な内容を手掛かりに、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようになることが求められている。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。
- ② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考え方を形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。

小中学校学習指導要領（H29.3.31公示）における「主体的・対話的で深い学び」に関する記述

新学習指導要領では、総則において「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」について規定するとともに、各教科等の「指導計画の作成上の配慮事項」として、このような授業改善を図る観点からこれまでも規定していた指導上の工夫について整理して規定。

義務教育においては、新しい教育方法を導入しなければと浮足立つ必要はなく、これまでの蓄積を生かして子供たちに知識を正確に理解させ、さらにその理解の質を高めるための地道な授業改善が重要。

総則

小学校学習指導要領

第1章 総 則

第3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 第1の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとめを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方(以下「見方・考え方」という。)が鍛えられしていくことに留意し、児童が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

各教科等

小学校学習指導要領

第2章 各 教 科

第2節 社 会

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元など内容や時間のまとめを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、問題解決への見通しをもつこと、社会的事象の見方・考え方を働かせ、事象の特色や意味などを考え概念などに関する知識を獲得すること、学習の過程や成果を振り返り学んだことを活用することなど、学習の問題を追究・解決する活動の充実を図ること。

中学校学習指導要領

第2章 各 教 科

第4節 理 科

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元など内容や時間のまとめを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、理科の学習過程の特質を踏まえ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動の充実を図ること。

論点4 扱われる教育・学習の単位は？

小学校学習指導要領

第1章 総 則

第2 教育課程の編成

(3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項

各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

ア 各教科等の指導内容については、(1)のアを踏まえつつ、単元や題材など内容や時間のまとめを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること。

イ 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。

ウ 学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、児童や学校、地域の実態に応じ、児童の発達の段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導すること。

エ 児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、児童の発達の段階や指導内容の関連性等を踏まえつつ、合科的・関連的な指導を進めること

地理歴史科の新しい必履修科目「歴史総合」について

「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者」を育成するために

科目の特徴

近現代の歴史を理解するに当たって、世界とその中における日本を広く相互的な視野から捉える

課題の解決を視野に入れて、現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史を考察

歴史の大きな変化に着目し、単元ごとに問い合わせ立て、資料を活用しながら歴史の学び方を習得

A 歴史の扉

- (1) 歴史と私たち
- (2) 歴史の特質と資料

【大項目Aの性格】 「歴史総合」の導入として、中学校までの学習を振り返りながら、歴史を学ぶ意義や歴史の学び方を学習

- (1) 自分の生活や身近な地域の歴史が日本や世界の歴史とつながっていることを理解したり、その関連性について考察したりする
- (2) 資料から情報を読み取り、その意味や意義等を考察・表現する

B 近代化と私たち

- (1) 近代化への問い
- (2) 結び付く世界と日本の開国
- (3) 国民国家と明治維新
- (4) 近代化と現代的な諸課題

【主な内容】

- 18世紀のアジアの経済と社会、アジア諸国と欧米諸国の接触・交流、日本やアジア諸国と欧米諸国の関係の変容など
- 欧米諸国の市民革命、日本の近代化や国民国家形成の動き、列強の帝国主義政策、アジア諸国とその他の国や地域の動向など

【その内容の取扱い】

- 日本の美術などのアジアの文物などが欧米に与えた影響、欧米諸国によるアジアへの勢力拡張競争とアジアの経済・社会の仕組みの変容など
- 人々の政治的発言権の拡大と近代民主主義の基礎の成立、日本の立憲国家としての国際的地位向上に向けた取組、日本の近代化等がアジア諸民族の独立や近代化的運動に与えた影響、朝鮮半島・中国東北地方への勢力拡張など

C 國際秩序の変化や大衆化と私たち

- (1) 國際秩序の変化や大衆化への問い
- (2) 第一次世界大戦と大衆社会
- (3) 経済危機と第二次世界大戦
- (4) 國際秩序の変化や大衆化と現代的な諸課題

- 第一次世界大戦の展開・性格と惨禍、ソ連の成立とアメリカの台頭、戦後の国際秩序の形成、大衆社会の形成と社会運動の広がり、大正デモクラシーと政党政治など
- 世界恐慌と国際協調体制の変容、第二次世界大戦の展開・性格と惨禍、戦後世界の形成、日本の国際社会への復帰など

- 国際連盟の成立や軍縮条約の締結における日本の役割と国際的立場の変化、社会主义思想の広がり等がその後の世界に与えた影響、民主主義的風潮の形成と日本における政党内閣制の展開など
- 世界恐慌による混乱、日本の政治体制や対外政策の変化、国際秩序の変容、第二次世界大戦の過程での米ソ対立、脱植民地化への萌芽、戦争が人類全体に惨禍を及ぼしたことと和平で民主的な国際社会を実現することの重要性など

D グローバル化と私たち

- (1) グローバル化への問い
- (2) 冷戦と世界経済
- (3) 世界秩序の変容と日本
- (4) 現代的な諸課題の形成と展望

- 冷戦の展開と国際政治の変容、世界経済の拡大と経済成長下の日本社会など
- 市場経済の変容と課題、冷戦終結後の国際政治の変容と課題など

- アジア・アフリカ諸国による主体的な国家建設、西欧や東南アジアの地域連携や経済成長と冷戦との関わりなど
- 民族対立や武装集団によるテロなど地域紛争の多様化、ODAやPKOを通じた日本の国際社会における役割など

※ 生徒が歴史を豊かに学べるよう、歴史上の用語を削減する規定は設けない。

共通教科「理数」



1. 背景

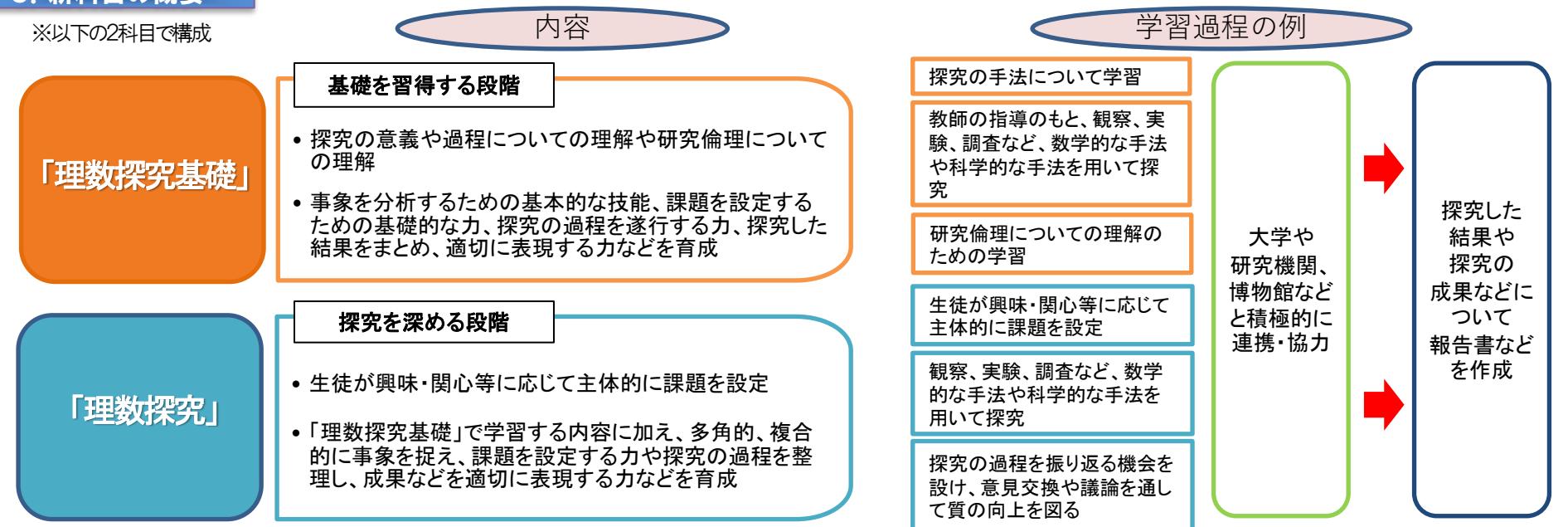
- ・中央教育審議会答申において、将来、学術研究を通じた**知の創出をもたらすことができる創造性豊かな人材の育成**を目指し、そのための基礎的な資質・能力を身に付けることができる**数学・理科にわたる新たな探究的科目**の設定が提言されたことを受けて新設。

2. 新科目の基本的な考え方

- ・数学的な見方・考え方や理科の見方・考え方を組み合わせるなどして動かせ、**探究の過程を通して、課題を解決するために必要な資質・能力を育成**。
- ・様々な事象や課題に**知的好奇心や主体性**をもって向き合い、**教科・科目の枠にとらわれない多角的、複合的な視点**で事象を捉える力などを養う。
- ・粘り強く考え方行動し、**課題の解決や新たな価値の創造に向けて積極的に挑戦しようとする態度**などを養う。

3. 新科目の概要

※以下の2科目で構成



4. 新科目の履修のあり方

- ・「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって**総合的な探究の時間の一部又は全部に替えることが可能**。
- ・「理数探究基礎」及び「理数探究」は選択履修科目であるが、**理数に関する学科においては、原則として「理数探究」を全ての生徒が必履修**。